

## 「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 後
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3 - 4 - 1 ~ 3 - 4 - 4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3 - 4 - 1 ~ 3 - 4 - 4 (略)</p> <p>3 - 4 - 5 <u>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号について</u></p> <p><u>証券会社が、法第二条第八項第五号又は第六号の行為により個人の顧客に取得させ又は売り付けようとする際に、次に掲げる事象について説明を行っていないと認められる場合は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号の規定に該当するものとする。</u></p> <p>— <u>当該債券の利回りが、当該債券と同じ発行体が既に発行している類似の債券の利回り(日本証券業協会が公表する参考気配値をいう。)と比較して、顧客にとって著しく不利な状況となっている場合においては、その旨。</u></p> <p>— <u>当該債券の償還条件が、有価証券市場における相場その他の指標(以下「指標等」という。)の状況により決定される仕組みのものである場合において、当該債券を取得させ、又は売り付けようとする時点における当該指標等の状況が、当該債券の発行条件又は売出条件の設定時に基準となった当該指標等の状況と比較し、顧客にとって不利な状況となっている場合においては、その旨。</u></p>